

# 東海村太陽光発電設備の適正な設置，管理等に関する条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は，東海村太陽光発電設備の適正な設置，管理等に関する条例（令和2年東海村条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

## (抑制区域)

第3条 条例第8条第2項に規定する規則で定める抑制区域は，別表第1に掲げる区域とする。

## (配慮事項)

第4条 条例第9条第2項に規定する規則で定める配慮事項は，別表第2に掲げる事項とする。

## (事前確認の方法)

第5条 条例第10条の規定による事前確認は，設置者が太陽光発電設備設置工事等事前確認書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出することにより行うものとする。

### (1) 位置図

(2) 地域住民（条例第11条第1項ただし書の規定にあっては，隣接住民をいう。）の範囲を示す図面

(3) 地域住民説明会（条例第11条第1項ただし書の規定にあっては，隣接住民に対する説明をいう。）資料

### (4) 公図の写し

## (説明会の報告)

第6条 条例第11条第3項の規定による報告は，太陽光発電設備設置工事等説明報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 説明を行った際に配布した資料

- (2) 出席者名簿(条例第11条第1項ただし書の規定にあっては、説明者名簿をいう。)
- (3) 説明会の会議録(条例第11条第1項ただし書の規定にあっては、説明要旨をいう。)
- (4) 説明の状況を示す写真
- (5) 前各号に定めるほか、村長が必要と認めるもの  
(標識)

第7条 条例第12条第1項の規則で定める事項は、太陽光発電設備設置工事のお知らせ(様式第3号)に掲げる事項とする。

2 条例第12条第2項の規定による報告は、太陽光発電設備設置工事のお知らせ標識設置報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所を示す図面
- (2) 標識の設置の状況及び記載された内容を示す写真等  
(協議)

第8条 条例第13条第1項の規定による協議は、太陽光発電設備の設置、管理等に関する計画協議書(様式第5号)に太陽光発電設備の設置、管理等に関する計画書(様式第6号)及び別表第3に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による変更に伴う協議は、太陽光発電設備の設置、管理等に関する変更計画協議書(様式第7号)に太陽光発電設備の設置、管理等に関する変更計画書(様式第8号)及び変更を明らかにする書類を添えて行うものとする。

3 条例第13条第2項ただし書の規則に定める軽微なものは、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の縮小
- (2) 太陽光発電設備の出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が軽微な変更と認めるもの。  
(協議終了の通知)

第9条 条例第14条第1項の規定による通知は、太陽光発電設備の設置、管理等に関する(変更)計画協議終了通知書(様式第9号)によ

るものとする。

(協定の締結)

第10条 条例第15条第1項に規定する太陽光発電設備の設置，管理等に関する協定においては，次に掲げる事項について締結を申し入れるものとする。

- (1) 生活環境の保全に関する事項
  - (2) 災害発生の防止及び安全対策に関する事項
  - (3) 太陽光発電設備及び事業区域の管理に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか，村長が必要と認める事項
- (工事着手等の届出)

第11条 条例第16条の規定による届出は，(特定)太陽光発電設備設置工事着手(中止・再開・完了・廃止)届(様式10号)により行うものとする。

(太陽光発電事業の廃止に係る届出)

第12条 条例第17条の規定による届出は，太陽光発電事業廃止届(様式第11号)により行うものとする。

(地位の承継の届出等)

第13条 条例第18条第1項の規定による届出は，速やかに太陽光発電事業設置者地位承継届(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 設置者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 設置者の地位を承継した者の住民票の写し(設置者の地位を承継した者が法人である場合にあつては，法人の登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し(地位を承継した者による契約に限る。)
- (4) 前3号に定めるもののほか，村長が必要と認める書類

2 条例第18条第2項の規定による届出は，速やかに太陽光発電事業管理者変更届(様式第13号)に管理者の変更を証する書類を添えて行うものとする。

(報告又は資料の提出)

第14条 条例第19条の規定による報告又は資料の提出の求めは、太陽光発電設備設置工事施工状況等報告（及び資料提出）要求書（様式第14号）により行うものとする。

2 前項の規定により報告を求められた関係人は、速やかに太陽光発電設備設置工事施工状況等報告書（様式第15号）により村長に報告するものとする。

（身分証明書）

第15条 条例第20条第2項の規則で定める身分証明書は、立入調査員証（様式第16号）によるものとする。

（助言又は指導及び勧告）

第16条 条例第21条第1項の規定による助言又は指導は、太陽光発電事業助言（指導）書（様式第17号）により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による勧告は、太陽光発電事業勧告書（様式第18号）により行うものとする。

3 条例第21条第3項の規定による助言又は指導及び勧告に対する措置状況の報告は、太陽光発電事業助言（指導・勧告）処理状況報告書（様式第19号）により行うものとする。

（公表）

第17条 条例第22条第1項の規定による公表は、東海村公告式条例（昭和30年東海村条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示及び村公式ホームページへの掲載により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会を付与する通知書（様式第20号）により行うものとする。

3 関係人は、条例第22条第2項の規定による通知により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（様式第21号）を村長に提出して行うものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

抑制区域

抑制区域	関係法令等
農用地区域 甲種農地 第 1 種農用地 採草放牧地	農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号)
保安林 地域森林計画対象民有林	森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)
鳥獣保護区特別保護地域	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)
自然環境保全地域特別地区	茨城県自然環境保全条例 (昭和 48 年茨城県条例第 4 号)
河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)
海岸保全区域 一般公共海岸区域	海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)
砂防指定地	砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)
地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号)
重要文化財 国指定史跡 名勝	文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)

天然記念物等指定地 埋蔵文化財包蔵地	
県指定有形文化財 名勝 天然記念物等指定地	茨城県文化財保護条例（昭和51年茨城県条例第50号）
市街化区域（工業専用地域を除く。）	都市計画法（昭和43年法律第100号）

別表第2（第4条関係）

配慮事項

項目	内容
生活環境の保全	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅地に近接する場合や公道に接する場合には、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮する対策をとること。</li> <li>2 設置工事の施工に当たって樹木を伐採する必要があるときは、最小限に留めること。</li> <li>3 隣接住民又は地域住民の生活環境を保護するとともに、周辺の景観を阻害しないよう、設置工事を行うこと。</li> <li>4 設置工事の施工に当たっては、周辺住民及び一般車両の通行の安全確保を図るとともに、工事関係車両、重機等による振動、騒音、粉じん等による被害を及ぼさないよう必要な措置を講じること。</li> </ol>
災害発生の防止及び安全対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の形質変更は最小限とし、切土又は盛土により法面、擁壁等が生じた場合は、土砂の流出を防止する措置を講じること。</li> <li>2 崖地の近隣に設置する場合は、排水対策及び崩落防止の措置を講じること。</li> <li>3 雨水又は湧水の処理は、想定される水量を有効</li> </ol>

	<p>に排水できる措置を講じ、隣接地又は道路への流出を防ぐこと。</p> <p>4 雨水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合は、その後に生じる事象等について、設置者及び管理者が責任をもって対応すること。</p>
隣接住民又は地域住民への対応	<p>1 事業の計画から工事の完了まで、事業内容を説明する標識等を設置し、事業の周知を図ること。</p> <p>2 隣接住民又は地域住民から次の要望があった場合は、事業者の責任においてその要望に応じること。</p> <p>(1) 説明会の開催</p> <p>(2) 協定書等の作成</p>
太陽光発電設備及び事業区域の管理	<p>1 事業区域内の除草、剪定及び清掃を定期的に行い、周辺環境に影響を及ぼさないようにすること。万が一、周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は、速やかに対処すること。</p> <p>2 除草剤及び農薬の使用に当たっては、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。</p> <p>3 太陽光発電事業を廃止する場合は、関係法令のほか、環境省が作成した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に基づき、適正に対応すること。</p>

別表第3（第8条関係）

添付書類	明示すべき事項
設置者の住民票の写し（法人その他の団体にあつては、登記事項証明書）	/
位置図	

土地利用計画図	方位，事業区域の境界，予定設備の設置位置，接続道路状況，事業区域内の植栽計画
土地求積図	
土地造成計画平面図	方位，事業区域の境界，切土又は盛土をする土地の部分
土地造成計画断面図（縦断面図及び横断面図）	切土又は盛土をする前後の地盤面
雨水排水計画図（排水施設を設置する場合に限る。）	
事業区域の公図の写し （計画書提出日以前3月以内に発行されたもの）	
事業区域の土地の登記事項証明書（計画書提出日以前3月以内に発行されたもの）又は賃貸借契約書	
工事工程表	